

# 確 約 書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

（借受人）

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の役職及び氏名）

私は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者として、農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）について使用貸借による権利又は賃借権（以下「権利」という。）の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、下記のことを確約します。

## 記

- 1 権利の設定を受けた農地等（以下「借受農地等」という。）の全てについて耕作又は養畜の事業を行います。当該借受農地等が適正に利用されない場合は、速やかに契約を解除し当該農地等を返還します。
- 2 借受農地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情がない限り、その活動に参加します。
- 3 借受農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めを遵守するとともに、これらの施設の維持管理に係る活動に対する共同作業への参加を求められた場合は、特段の事情がない限り、その活動に参加します。

- 4 借受農地等の存在する地域で行う獣害被害対策に特段の事情がない限り参加及び協力をします。
- 5 借受人が法人である場合にあっては、前2～4の役割を担うため、耕作又は養畜の事業に常時従事する業務執行役員又は重要な使用人の内、少なくとも一人をその任に当たさせます。
- 6 農地法第6条の2第1項及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第60条の2第1項の規定に基づき、毎年、事業の状況等を農業委員会に報告するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、農地法施行規則第60条の2第1項各号に掲げる事項を記載した「農地等の利用状況報告書」に同条第2項の規定により同項各号に規定する定款又は寄附行為の写し（法人に限る。）、その他参考となるべき書類を添付して周南市農業委員会に提出します。
- 7 借受人が法人である場合にあっては、法人が破産手続開始の決定を受けた場合、その法人による耕作又は養畜の事業の継続が不可能となった場合は、確約に違反した場合に該当し、速やかに当該農地等を返還します。
- 8 この確約書に違反し、原状回復が必要になったときはその義務を負い、回復に要する費用を全額負担します。